

太陽光発電の普及拡大に関する3者連携協定を締結しました

脱炭素社会の実現に向け、川崎市及び東京都、一般社団法人太陽光発電協会の連携のもと、相互に協力することにより太陽光発電の一層の普及拡大を図る「太陽光発電の普及拡大に関する3者連携協定」を締結しましたので、お知らせいたします。

1 協定締結日

令和5年6月2日（金曜日）

2 出席者

川崎市 福田 紀彦 市長

東京都 小池 百合子 知事

一般社団法人太陽光発電協会 山口 悟郎 代表理事

3 市長コメント

今回の連携を大きなトリガーとして、都市部の屋根という広大なポテンシャルに太陽光発電設備の導入が進み、首都圏や全国に再エネ標準化のドミノが広がることを期待しています。



右から福田紀彦市長、小池百合子知事、山口悟郎代表理事

問合せ先

川崎市環境局 脱炭素戦略推進室 市川

電話 044-200-1222

令和5年6月2日
東京都環境局
川崎市環境局
一般社団法人太陽光発電協会

太陽光発電の普及拡大に関する3者連携協定の締結について

太陽光発電は、脱炭素社会の実現の要である再生可能エネルギーの基幹エネルギー化に寄与するとともに、経済性や防災性など多様なメリットを有しています。

東京都、川崎市、及び一般社団法人太陽光発電協会は、太陽光発電の一層の普及拡大を図るため、本日、3者による連携協定を締結しましたのでお知らせします。

1 協定締結日

令和5年6月2日（金曜日）

2 連携内容

- （1）太陽光発電に係る基礎的な知識の普及啓発に関すること。
- （2）太陽光発電に係る最新技術の情報収集及び開発促進に関すること。
- （3）太陽光発電の持続的なサプライチェーンの構築や人権尊重などSDGsに配慮した事業活動に関すること。
- （4）太陽光発電に係る施工技術の向上や維持管理、廃棄・リサイクルに関すること。
- （5）太陽光発電に係る制度の円滑な施行・運用に向けた情報共有及び発信に関すること。
- （6）太陽光発電の普及促進に係る他自治体等への政策波及に向けた取組に関すること。
- （7）その他相互に連携及び協力をする必要がある事項に関すること。

3 協定書

別紙のとおり

【参考1】新築建物への太陽光義務化に関する施策の概要

条例概要

	東京都	川崎市
中小規模新築建物 （延床面積 2,000 m ² 未満）	○令和7年4月1日施行予定（新規） <対象建物の規模・種類> ・延床面積 2,000 m ² 未満の住宅及び非住宅（新築） <義務対象> ・都内年間供給総延床面積 20,000 m ² 以上の建物供給事業者 <義務付け事項> ・太陽光発電等の再エネ設備の設置 ・断熱・省エネ性能基準の確保 ・ZEV 充電設備の整備	○令和7年4月1日施行予定（新規） <対象建物の規模・種類> ・延床面積 2,000 m ² 未満の住宅及び非住宅（新築） <義務対象> ・建築事業者のうち、市内年間供給総延床面積 5,000 m ² 以上とすることをベースに検討中 <義務付け事項> ・太陽光発電設備の設置等
大規模新築建物 （延床面積 2,000 m ² 以上）	○令和7年4月1日施行予定（改正） <対象建物の規模・種類> ・延床面積 2,000 m ² 以上の住宅及び非住宅（新・増築） <義務対象> ・建築主 <義務付け事項> ・断熱・省エネ性能基準の確保 ・太陽光発電等再エネ設備の設置等 ・ZEV 充電設備の整備	○令和7年4月1日施行予定（新規） <対象建物の規模・種類> ・延床面積 2,000 m ² 以上の住宅及び非住宅（新・増築） <義務対象> ・建築主 <義務付け事項> ・太陽光発電設備等の設置等

【参考2】一般社団法人太陽光発電協会（JPEA）について

1987年設立。太陽光発電パネルや設備のメーカー、販売、施工、保守点検を担う企業、発電事業者など119社・団体が会員となっている。太陽光発電の利用技術の確立及び普及促進等に向けて、調査・研究や広報・普及啓発事業等を行っている。

【問合せ先】

東京都環境局 気候変動対策部 環境都市づくり課

電話 03-5388-3515

川崎市環境局 脱炭素戦略推進室

電話 044-200-1222

一般社団法人 太陽光発電協会

電話 0570-003-045

再生可能エネルギーの基幹エネルギー化に向けた
太陽光発電の普及拡大に関する連携協定書

東京都（以下「甲」という。）、川崎市（以下「乙」という。）及び一般社団法人太陽光発電協会（以下「丙」という。）は、脱炭素社会の実現に向け、太陽光発電の一層の普及拡大を図る取組に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、再生可能エネルギーの基幹エネルギー化に寄与するとともに、経済性や防災性など多様なメリットを有する太陽光発電の普及拡大を、甲、乙及び丙が連携して推進するため、必要な事項を定めることを目的とする。

（連携して実施する取組）

第2条 甲、乙及び丙は、次に掲げる分野について、連携し、及び協力するものとする。

- （1）太陽光発電に係る基礎的な知識の普及啓発に関すること。
- （2）太陽光発電に係る最新技術の情報収集及び開発促進に関すること。
- （3）太陽光発電の持続的なサプライチェーンの構築や人権尊重など SDGs に配慮した事業活動に関すること。
- （4）太陽光発電に係る施工技術の向上や維持管理、廃棄・リサイクルに関すること。
- （5）太陽光発電に係る制度の円滑な施行・運用に向けた情報共有及び発信に関すること。
- （6）太陽光発電の普及促進に係る他自治体等への政策波及に向けた取組に関すること。
- （7）その他相互に連携及び協力を行うことが必要と認められる事項に関すること。

（実施体制の構築等）

第3条 甲、乙及び丙は、前条の取組を円滑かつ効果的に進めるため、必要に応じて、連絡調整、検討を実施するための体制の構築等を行うものとする。

（実施の条件）

第4条 本協定に基づき取組を実施するに当たっては、甲、乙及び丙は、関係法令を遵守した上で、各々、合理的かつ相当と判断する範囲において実施するものとする。

2 本協定は、第2条で掲げる分野において、甲、乙及び丙それぞれが本協定とは別に行う取組を妨げるものではない。

（経費負担）

第5条 本協定に基づき実施する取組に係る経費については、当該取組を実施する者がこれを負担するものとする。ただし、甲、乙及び丙で協議の上、経費を共同で負担することができるものとする。

（秘密保持）

第6条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき適正に取り扱うものとし、相手方の承諾を得ずに他人に開示し、又は漏えいしてはならない。

（協定期間）

第7条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、期間が満了する1か月前までに、甲、乙及び丙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、本協定は、期間満了日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

（協定の変更）

第8条 甲、乙又は丙のいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度、甲乙丙協議の上、変更を行うものとする。

（協定の解除）

第9条 甲、乙又は丙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、解除予定の日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除することができるものとする。

（協議）

第10条 本協定に定めのない事項及び本協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙丙協議の上、これを取り決めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲乙丙記名の上、各1通を保有する。

令和5年6月2日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
（甲）東京都

東京都知事 小池 百合子

神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地
（乙）川崎市

川崎市市長 福田 紀彦

東京都港区新橋二丁目12番17号
（丙）一般社団法人太陽光発電協会

代表理事 山口 悟郎